

○本宮市下水道排水設備工事指定店等に関する規程

平成31年4月1日

上下水道事業管理規程第4号

改正 令和2年3月23日上下水管規程第11号

令和3年3月22日上下水管規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、本宮市下水道条例(平成19年本宮市条例第176号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、本宮市下水道排水設備工事指定店に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 排水設備工事 下水道法(昭和33年法律第79号)第10条第1項に規定する排水設備(屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。)の工事(新・増設、改築及び撤去の各工事を含む。)をいう。

(2) 下水道排水設備工事指定店 条例第7条の規定に基づき、排水設備工事の施工ができるものとして、上下水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が指定した工事業者(以下「工事指定店」という。)をいう。

(3) 下水道排水設備工事責任技術者 管理者が委託した公益財団法人福島県下水道公社において、排水設備工事の設計及び施工に関して技能を有する者と認め、登録した者(以下「責任技術者」という。)をいう。

(工事指定店の指定)

第3条 条例第7条の2の指定は、下水道排水設備工事指定店台帳(様式第1号)及び専属責任技術者名簿(様式第2号)に登録して行う。

2 条例第7条の2第1号に規定する管理者が指定する地域とは福島県内をいう。

(指定の申請)

第4条 条例第7条の4第1項の申請書は、下水道設備工事指定店指定申請書(様式第3号)とする。

2 前項の申請書に添付する書類の様式は、次のとおりとする。

(1) 経歴書(様式第4号)

(2) 営業所の平面図及び付近見取図(様式第5号)

(3) 専属する責任技術者の名簿(様式第6号)

(工事指定店証)

第5条 条例第7条の5第1項の工事指定店証は、下水道排水設備工事指定店証(様式第8号)とする。

2 条例第7条の5第3項の申請書は、工事指定店証再交付申請書(様式第9号)とする。

(遵守事項)

第6条 工事指定店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んでは  
ならない。
- (2) 工事は、適正な工費で施工しなければならない。また、工事契約に際しては、  
工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。
- (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはなら  
ない。
- (4) 工事指定店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。
- (5) 工事は、条例第5条に規定する排水設備工事の計画に係る管理者の確認を受  
けたものでなければ着手してはならない。
- (6) 工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ設計し、及び施工しては  
ならない。
- (7) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責  
めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で修理しなければならない。
- (8) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して管理者から協力の要請があった場  
合は、これに協力するよう努めなければならない。

(指定の更新)

第7条 条例第7条の8第1項の申請書は、様式第3号による申請書とする。

(指定要件、欠格条項及び異動等に関する事項の届出義務)

第8条 条例第7条の9第2項の異動届は、工事指定店異動届(様式第10号)とする。

(指定の取消し又は一時停止)

第9条 条例第7条の10第3項の指定取消・停止通知書は、下水道排水設備工事店指  
定取消・停止通知書(様式第11号)とする。

(責任技術者証)

第10条 条例第7条の13第2項の届出書は、責任技術者異動届(様式第12号)とする。

(責任技術者の登録の取消し又は一時停止)

第11条 条例第7条の14の責任技術者の登録の取消・停止通知書は、下水道排水設  
備工事責任技術者登録の取消・停止通知書(様式第13号)とする。

(公示)

第12条 管理者は、工事指定店に関し次に掲げる措置をしたときは、その都度これ  
を公示するものとする。

- (1) 工事指定店を新たに指定したとき。
- (2) 工事指定店の指定を取り消し、又は一時停止したとき。
- (3) 工事指定店の指定の有効期間満了に際し、継続して指定しなかったとき。
- (4) 条例第7条の9第2項第2号、第3号及び第4号の届出を受理したとき。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、本宮市下水道排水設備工事指定店等に関する規則(平成19年本宮市規則第119号。以下「規則」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この規程の施行の日前に規則の規定の様式に基づき作成されている用紙は、この規程の様式の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和2年3月23日上下水管規程第11号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月22日上下水管規程第2号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。





様式第3号(第4条関係)

下水道排水設備工事指定店指定申請書  
(新規・更新)

年 月 日

本宮市長

申請者	商号			印
	本店所在地			
	ふりがな 代表者名	電話 ( )		
	営業所所在地			
	ふりがな 代表者名	電話 ( )		

[添付書類]

- 1 申請者(法人の場合は、代表者)が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証する書類
- 2 申請者(法人の場合は、代表者)が、本宮市下水道条例第7条の3第1項第2号から第4号のいずれにも該当しないことを誓約する書類
- 3 (1) 申請者(法人の場合は、代表者)の住民票及び工事経歴書(過去3年以内)  
(2) 更新申請の場合は、過去3年間の下水道排水設備等工事経歴書(様式第4号)
- 4 法人の場合は、商業の登記事項証明書及び定款の写し
- 5 営業所の平面図及び付近見取図(様式第5号)並びに営業所の写真
- 6 専属責任技術者名簿(様式第6号)
- 7 排水設備工事に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
- 8 連帯保証人承諾書(様式第7号)

上記のことについて、指定(更新)してよろしいか伺います。								
市長	副市長	部長	課長	課 補 長 佐	係長	課員	起案者	
指示 事項								



様式第5号(第4条関係)

営業所の平面図及び付近見取図

(平面図)

(付近見取図)

- (注) 1 営業所の写真は、外部及び内部の状態が分かるもの数枚  
2 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。  
3 付近見取図は、主な目標を入れて分かりやすく記入すること。

様式第6号(第4条関係)

専属責任技術者名簿(新規・解除)

年 月 日

本宮市長

指 定 番 号 第 号

工事指定店名

営業所所在地

代表者氏名 ㊟

電話 ( )

ふりがな 専属者氏名	住 所	登録番号	摘 要
-----	〒 ー	第 号	
-----	〒 ー	第 号	
-----	〒 ー	第 号	
-----	〒 ー	第 号	
-----	〒 ー	第 号	

[添付書類]

- 1 責任技術者証の写し
- 2 専属を確認できるものとして、次のうちいずれか一つ
  - ① 社会保険等被保険者証(国民健康保険証は除く。)の写し
  - ② 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険領収書の写し
  - ③ 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

様式第8号(第5条関係)

年 月 日

下水道排水設備工事指定店証

本宮市長



次の者を、本宮市下水道条例第7条の2の規定により、本宮市下水道排水設備工事指定店として指定する。

指 定 番 号	第 号
工 事 指 定 店 名 (商 号)	
営 業 所 所 在 地	
代 表 者 氏 名	
指 定 の 有 効 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

様式第9号(第5条関係)

工事指定店証再交付申請書

年 月 日

本宮市長

申請者	指定番号	第 号	
	ふりがな	.....	
	工事指定店名 (商号)	.....	
	ふりがな	.....	印
代表者氏名	.....		
営業所所在地	電話 ( )		
<b>【理由及び経過説明】</b> ..... ..... ..... ..... ..... ..... ..... ..... .....			

[添付書類]

- 1 始末書(紛失した場合)
- 2 工事指定店証(損傷した場合)

様式第10号(第8条関係)

工事指定店異動届

年 月 日

本宮市長

指定番号第 号

工事指定店名

代表者氏名

㊟

異動事項	新	旧
商号(組織)		
添付書類	商業の登記事項証明書(法人のみ)、工事指定店証、専属者の責任技術者証	
氏名(代表者)		
添付書類	商業の登記事項証明書(法人のみ) 工事指定店証 経歴書、申請者(法人の場合は、代表者)が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証する書類 本宮市下水道条例第7条の3第1項第2号から第4号のいずれにも該当しないことを誓約する書類	
住居表示の変更		
添付書類	住民票又は住居表示変更通知書(商業の登記事項証明書でも可) 工事指定店証	
電話番号		
添付書類	なし	
営業所移転		
添付書類	営業所の平面図、付近見取図及び写真 商業の登記事項証明書(法人のみ) 工事指定店証	

様式第11号(第9条関係)

下水道排水設備工事指定店指定取消・停止通知書

第 号  
年 月 日

住 所  
工事指定店名  
代 表 者 名 様

本宮市長



区 分	取 消 し	年 月 日
	停 止	年 月 日 ~ 年 月 日
指 定 番 号	第 号	
指 定 取 消 し ・ 停 止 の 理 由		

様式第12号(第10条関係)

責任技術者異動届

年 月 日

本宮市長

指定番号第 号

工事指定店名

代表者氏名 ㊟

新 住 所	〒 ..... 市・区・郡 ..... 町 ..... 番地 .....		
	..... 号 ..... 室 .....		
電話番号 ( )			
旧 住 所	〒 ..... 市・区・郡 ..... 町 ..... 番地 .....		
	..... 号 ..... 室 .....		
電話番号 ( )			
ふりがな	.....	ふりがな	.....
新氏名	.....	旧氏名	.....

[添付書類]

下水道排水設備責任技術者証(財団法人福島県下水道公社理事長が交付したもの)の写し

様式第13号(第11条関係)

下水道排水設備工事責任技術者登録の取消・停止通知書

年 月 日

住 所

氏 名

様

本宮市長



本宮市下水道条例第7条の14第1項の規定に基づき、次のとおり責任技術者の効力を取消・停止する。

区 分	取 消 し	年 月 日
	停 止	年 月 日 ~ 年 月 日
登 録 番 号	第 号	
登録の取消し・ 停止の理由		

様式第1号(第3条関係)  
様式第2号(第3条関係)  
様式第3号(第4条関係)  
様式第4号(第4条関係)  
様式第5号(第4条関係)  
様式第6号(第4条関係)  
様式第7号 削除  
様式第8号(第5条関係)  
様式第9号(第5条関係)  
様式第10号(第8条関係)  
様式第11号(第9条関係)  
様式第12号(第10条関係)  
様式第13号(第11条関係)